

加波山登山道階段改修工事 特記仕様書

第1条 (総則)

この特記仕様書は、加波山登山道階段改修工事に適用する。また、本特記仕様書に記載されていない事項については茨城県土木工事共通仕様書および茨城県土木工事施工管理基準（平成31年4月改訂 茨城県土木部「建設工事必携」）によるものとする。

第2条 (目的)

本業務は、加波山登山道内で腐食・破損した階段の改修を行うことにより、登山客が安全かつ快適に登山できる登山道へ改修することを目的とする。

第3条 (数量)

本工事における工事数量は、工事起工概要書及び設計図書のとおりとする。なお、工事に要する仮設に係る経費については、共通仮設費に含むものとする。

第4条 (現場管理)

- 1 施行に先立ち、現地調査を実施すること。また、施工箇所及び使用する材料、施工方法については監督員と協議し、使用材料について承認を受けるとともに、指示のとおり施工しなければならない。
- 2 工事現場には、現場代理人、主任技術者を配置すること。なお、現場代理人と主任技術者については、施工箇所が近接する場合は同じ者が兼任することを妨げない。
- 3 工事後は出来形を計測し、監督員に提出すること。

第5条 (安全管理)

- 1 本工事箇所は登山道であるため、工事の際は歩行者等が安全に通行できるように配慮すること。また、工事にあたっては土日祝日などの混雑時期を避けること。
- 2 適切な保安施設（セーフティーコーン、すずらん灯等）を設置し、第三者に対する安全を図り、工事中における諸施設の維持管理を十分に行うこと。また、現場作業員へ安全管理については周知徹底を図ること。

第6条 (疑義)

本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

加波山登山道階段改修工事設計図書

【工事概要】

- 既設の木製階段を撤去し、現行幅で木製階段を新設すること。
- 工事施工場所は車両進入が不可のため、資材運搬は人肩運搬となる。

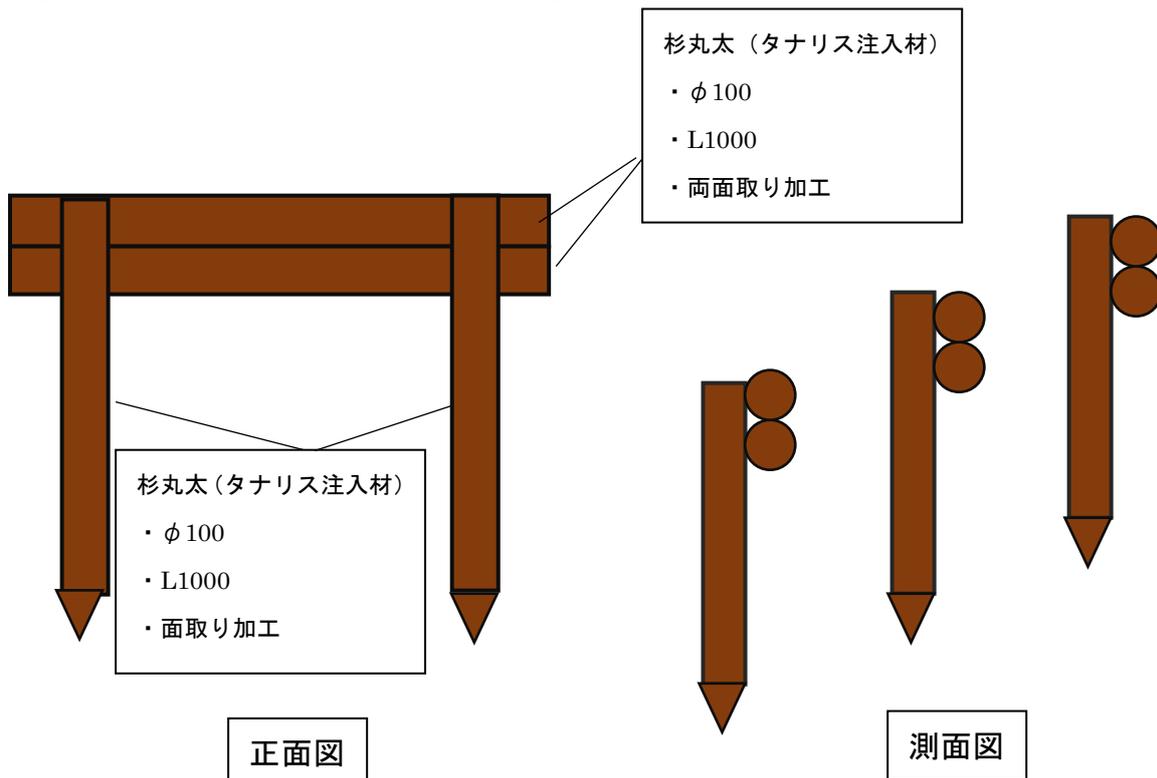
【位置図】

- 桜川市本木（加波山登山道内）



【施行イメージ】

※設置幅等は現行のものにあわせること。



【現地写真】

